

## 令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その2)

| 区 分   | 件 名  | 概 要  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|---|--|--|-------|------|-------|-------|------|----------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|--|---|------|--|
| ◎予算<br>(18件)<br>総務部                                   |  | <table border="1"> <tr> <td>予 算</td> <td>18 件</td> <td rowspan="5">議案52件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>57 件</td> <td></td> </tr> </table> | 予 算   | 18 件 | 議案52件 | 条 例 案 | 23 件 | その 他 議 案 | 11 件 | 認 定 | 0 件 | 報 告 出 | 5 件 | 提 出 | 0 件 |  | 計 | 57 件 |  |
|   | 予 算  | 18 件   | 議案52件 |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 条 例 案  | 23 件   |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | その 他 議 案   | 11 件   |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 認 定  | 0 件  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 報 告 出  | 5 件  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 提 出  | 0 件  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 計  | 57 件   |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 4 号】令和3年度三重県一般会計補正予算(第18号)<br>(国の令和3年度補正予算(第1号))に対応して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策や観光需要の喚起策、事業継続の支援などの取組を進めるための補正予算 補正額 約148億円) |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 5 号】令和4年度三重県一般会計予算<br>(予算額 約8,194億円)  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 6 号】令和4年度三重県県債管理特別会計予算<br>(予算額 約1,723億円)  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 7 号】令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算<br>(予算額 約33億円)  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 8 号】令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計予算<br>(予算額 約1,530億円)  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 9 号】令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算<br>(予算額 約3億円)   |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
|   | 【議案第 10 号】令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算<br>(予算額 約23億円)  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
| 【議案第 11 号】令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算<br>(予算額 約1億円)    |  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
| 【議案第 12 号】令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算<br>(予算額 約2億円)        |  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
| 【議案第 13 号】令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算<br>(予算額 約6億円)      |  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
| 【議案第 14 号】令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算<br>(予算額 約2億円)    |  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |
| 【議案第 15 号】令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算<br>(予算額 約4億円) |  |  |       |      |       |       |      |          |      |     |     |       |     |     |     |  |   |      |  |

| 区 分                      | 件 名   | 概 要  |
|--------------------------|---|--|
| 予算<br>つづき                | <p>【議案第 16 号】令和4年度三重県港湾整備事業特別会計予算<br/>(予算額 約2億円)</p> <p>【議案第 17 号】令和4年度三重県水道事業会計予算<br/>(予算額 約161億円)</p> <p>【議案第 18 号】令和4年度三重県工業用水道事業会計予算<br/>(予算額 約124億円)</p> <p>【議案第 19 号】令和4年度三重県電気事業会計予算<br/>(予算額 約14億円)</p> <p>【議案第 20 号】令和4年度三重県病院事業会計予算<br/>(予算額 約75億円)</p> <p>【議案第 21 号】令和4年度三重県流域下水道事業会計予算<br/>(予算額 約251億円)</p> |  |
| ◎条例案<br>(23件)<br>子ども・福祉部 | <p>【議案第 22 号】<br/>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>   | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる条例の経過措置についての規定を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> <li>② 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul> </li> </ul> |
| 農林水産部                    | <p>【議案第 23 号】<br/>三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案</p>  | <p>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に鑑み、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して、及びその敷地又は畜舎等と道路との関係に関して制限を付加するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 趣旨、崖に近接する畜舎等に関する制限、敷地の路地状の部分の幅員に関する制限等について規定する。</li> </ul>  |

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |
|---|--|---|
| 戦略企画部   | 【議案第 24 号】<br>三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案   | 個人情報の保護に関する法律及び統計法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。<br><br>(令和4年4月1日から施行)  |
| 子ども・福祉部   | 【議案第 25 号】<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に鑑み、個人番号の利用範囲についての規定を整備するものである。<br><br>(公布の日から施行)<br><br>(主な改正内容)<br>・ 個人番号を利用することができる情報の規定に、生活に困窮する外国人に対する職業転換給付金の支給に関する情報を加える。 |
| 環境生活部   | 【議案第 26 号】<br>三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案   | 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。<br><br>(令和4年4月1日から施行)<br><br>(改正内容)<br>・ 浄化槽法の規定に基づく事務の一部を処理することとする市町に、南伊勢町を加える。  |
| <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 地方自治法<br/>(条例による事務処理の特例)<br/>第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。<br/>2～4 (略)</p> |  |   |
| 総務部   | 【議案第 27 号】<br>知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案  | 社会経済情勢に鑑み、知事及び副知事の給料を特例的に減ずるものである。<br><br>(公布の日から施行)<br><br>(改正内容)<br>・ 令和4年4月から同年8月までに支給する給料の月額を、知事にあっては100分の10、副知事にあっては100分の5減ずる。   |

| 区 分            | 件 名   | 概 要   |
|----------------|---|---|
| 総務部<br>つづき     | <p>【議案第 28 号】<br/>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の240(現行100分の255)に改める。</li> </ul>   |
| 雇用経済部<br>県土整備部 | <p>【議案第 29 号】<br/>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p>               | <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児休業をすることができない職員についての規定等を整備するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 引き続き在職した期間が1年未満(現行1年以上)の非常勤職員が育児休業及び部分休業をすることができることとする。</li> <li>(2) 任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じることとする。</li> </ol> |
| 雇用経済部<br>県土整備部 | <p>【議案第 30 号】<br/>三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>                     | <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定する。</li> <li>(2) 技能検定試験手数料に係る減免措置の対象者を「35歳未満の者」から「25歳未満の在職中の者」とする。</li> </ol>                          |
| 総務部            | <p>【議案第 31 号】<br/>三重県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例案</p>               | <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料の額を改定するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政書士試験手数料の額を、10,400円(現行7,000円)に改定する。</li> </ul>   |

| 区 分   | 件 名  | 概 要  |
|-------|--|--|
| 防災対策部 | <p>【議案第 32 号】<br/>三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>          | <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料の額を改定するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる手数料の額を改定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高圧ガス製造保安責任者試験手数料</li> <li>② 高圧ガス販売主任者試験手数料</li> <li>③ 電気工事士免状書換申請手数料</li> <li>④ 液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料</li> <li>⑤ 貯蔵施設等変更許可申請手数料</li> <li>⑥ 液化石油ガス設備士試験手数料</li> </ul> </li> </ul> |
| 雇用経済部 | <p>【議案第 33 号】<br/>三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案</p> | <p>試験研究機関における試験項目等の見直しに鑑み、手数料についての規定を整備するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p>   |
| 警察本部  | <p>【議案第 34 号】<br/>三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>                      | <p>道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。<br/>(令和4年5月13日(一部同年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路交通法の一部改正に鑑み、道路交通法関係手数料について、運転免許に係る講習等の規定を整備する。</li> <li>(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、銃砲刀剣類所持等取締法に係る許可証書換え手数料の額を改定する。</li> </ol>  |

| 区 分     | 件 名   | 概 要   |
|---------|---|---|
| 農林水産部   | <p>【議案第 35 号】<br/>三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案</p>          | <p>国営青蓮寺用土地改良事業の負担金の徴収等に当たり、負担金等の徴収方法の規定等を整備するものである。<br/>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 受益者から徴収する負担金等について、元利均等年賦支払の方法による利率を、土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣が定める率と規定する。</p> <p>(2) 国営御浜土地改良事業に係る負担金の徴収の終了に伴い、当該規定を削る。</p> <p>(3) 土地改良法の一部改正等に伴い、規定を整理する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>○三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の概要<br/>土地改良法第90条第1項及び第2項の規定により、国営土地改良事業の負担金について、<br/>①国は県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。<br/>②県は、条例で国営土地改良事業によって利益を受ける者から負担金を徴収することができる。<br/>と規定されている。<br/>県は、この規定に基づき、国営土地改良事業の負担金を徴収するため、三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例を定め、受益者で組織する土地改良区から負担金を徴収している。</p> <p>○土地改良法<br/>(国営土地改良事業の負担金)<br/>第90条<br/>国は、政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。<br/>2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。<br/>3～13 (略)</p> |
| 子ども・福祉部 | <p>【議案第 36 号】<br/>三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> | <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。<br/>(令和4年4月1日から施行)</p>   |

| 区 分   | 件 名  | 概 要  |
|-------|--|--|
| 医療保健部 | <p>【議案第 37 号】<br/>三重県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案</p>                                      | <p>公衆浴場における衛生等管理要領の改正及び衛生環境の変化に鑑み、公衆浴場の衛生等の基準についての規定を整備するものである。<br/>(令和4年10月1日(一部同年7月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女を混浴させない年齢を、7歳以上(現行10歳以上)に引き下げる。</li> <li>(2) 循環式浴槽等におけるレジオネラ症の防止のための衛生等の基準を追加する。</li> </ol> |
| 環境生活部 | <p>【議案第 38 号】<br/>地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案</p> | <p>地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を加えるものである。<br/>(公布の日から施行)</p>  |

| 区 分  | 件 名  | 概 要  |         |      |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
|--|--|--|---------|------|----|-----|----|------|------|--------|--------|------|--------|--------|--------|------|-------|-----|--------|--------|----|-----|--------|--------|------|----|--|---------|---------|------|
| 教育委員会  | <p><b>【議案第 39 号】</b><br/>           公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>  | <p>令和4年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校職員の定数を改正する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県立学校</td> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td style="text-align: right;">3,245人</td> <td style="text-align: right;">3,208人</td> <td style="text-align: right;">△37人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援学校</td> <td style="text-align: right;">1,315人</td> <td style="text-align: right;">1,304人</td> <td style="text-align: right;">△11人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町立学校</td> <td style="text-align: center;">小学校</td> <td style="text-align: right;">6,781人</td> <td style="text-align: right;">6,782人</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: right;">3,694人</td> <td style="text-align: right;">3,682人</td> <td style="text-align: right;">△12人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">15,035人</td> <td style="text-align: right;">14,976人</td> <td style="text-align: right;">△59人</td> </tr> </tbody> </table> |         |      | 現行 | 改正後 | 増減 | 県立学校 | 高等学校 | 3,245人 | 3,208人 | △37人 | 特別支援学校 | 1,315人 | 1,304人 | △11人 | 市町立学校 | 小学校 | 6,781人 | 6,782人 | 1人 | 中学校 | 3,694人 | 3,682人 | △12人 | 合計 |  | 15,035人 | 14,976人 | △59人 |
|  |  |  | 現行      | 改正後  | 増減 |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
| 県立学校   | 高等学校   | 3,245人   | 3,208人  | △37人 |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
|  | 特別支援学校   | 1,315人   | 1,304人  | △11人 |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
| 市町立学校  | 小学校  | 6,781人   | 6,782人  | 1人   |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
|  | 中学校  | 3,694人   | 3,682人  | △12人 |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
| 合計   |  | 15,035人  | 14,976人 | △59人 |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |
| <p><b>【議案第 40 号】</b><br/>           公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の240(現行100分の255)に改める。</li> </ul> |  |         |      |    |     |    |      |      |        |        |      |        |        |        |      |       |     |        |        |    |     |        |        |      |    |  |         |         |      |



| 区 分          | 件 名                                      | 概 要  |
|--------------|--|--|
| 教育委員会<br>つづき | 【議案第 41 号】<br>三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案 | <p>三重県立鈴鹿青少年センターにおいて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業を実施するに当たり、規定を整備するものである。<br/>(令和6年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 施設の設置の規定に、宿泊等の機会を通じた体験活動及び交流の場の提供を加える。</p> <p>(2) 宿泊室等の利用料金の規定を整備する。</p> |
| 病院事業庁        | 【議案第 42 号】<br>三重県病院事業条例の一部を改正する条例案       | <p>三重県立志摩病院について、同病院が提供している診療内容をより明確に示すため、診療科目の追加及び名称の変更を行うものである。<br/>(令和4年7月1日から施行)</p>  |

| 区 分   | 件 名   | 概 要   |
|-------|---|---|
| 警察本部  | <p>【議案第 43 号】<br/>三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案</p>                 | <p>食品衛生法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。<br/>(公布の日から施行)</p>   |
| 医療保健部 | <p>【議案第 44 号】<br/>三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例を廃止する条例案</p> | <p>県が実施主体として貸付けを行う三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業の廃止に伴い、三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例を廃止するものである。<br/>(公布の日から施行)</p> |

| 区 分                    | 件 名  | 概 要  |
|------------------------|--|--|
| ◎その他議案<br>(11件)<br>総務部 | <b>【議案第 45 号】</b><br>包括外部監査契約について            | 包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。<br>○ 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告<br>○ 契約の始期 令和4年4月1日<br>○ 契約金額 11,144,320円を上限とする額<br>○ 契約の相手方 神谷 研:税理士 |
| 農林水産部                  | <b>【議案第 46 号】</b><br>農林水産関係建設事業に対する市町の負担について | 令和4年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。   |

| 区 分          | 件 名  | 概 要  |
|--------------|--|--|
| 農林水産部<br>つづき | 【議案第 47 号】<br>国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について | 平成28年度から農林水産省が行った国営宮川用水土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。              |
| 県土整備部        | 【議案第 48 号】<br>土木関係建設事業に対する市町の負担について          | 令和4年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。 |

| 区 分          | 件 名                            | 概 要  |
|--------------|--------------------------------|--|
| 県土整備部<br>つづき | <b>【議案第 49 号】</b><br>財産の取得について | <p>「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」で事業者が整備する特定公園施設の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所在地 鈴鹿市住吉町字中大谷6757番1</li> <li>○ 種目及び数量 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」で事業者が整備する特定公園施設 1式<br/>(駐車場、屋外トイレ、緑地・広場等)</li> <li>○ 金額 99,891,000円</li> <li>○ 相手方住所氏名 東京都港区芝五丁目33番1号<br/>フロンティアコンストラクション&amp;パートナーズ株式会社<br/>代表取締役 松村 力</li> </ul> |
| 地域連携部        | <b>【議案第 50 号】</b><br>財産の処分について | <p>木曾岬新輪工業団地の処分(売払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所在地 桑名郡木曾岬町新輪一丁目3番11</li> <li>○ 種目及び数量 土地 23,427平方メートル</li> <li>○ 金額 457,979,108円</li> <li>○ 相手方住所氏名 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号<br/>阪和エコスチール株式会社<br/>代表取締役 中神 悟</li> </ul>  |

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |
|-------|--|---|
| 医療保健部 | <p>【議案第 51 号】<br/>地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期計画の認可について</p>   | <p>令和4年度から令和8年度までの間に達成すべき目標として県が定めた第三期中期目標を受けて、地方独立行政法人三重県立総合医療センターが策定した第三期中期計画について、地方独立行政法人法第26条第1項及び第83条第3項の規定に基づき、議会の議決を経て認可しようとするものである。</p> |
|       | <p>＜参考＞</p> <p>○地方独立行政法人法<br/>(中期計画)</p> <p>第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。<br/>2～4 (略)</p> <p>(料金及び中期計画の特例)</p> <p>第83条 1～2 (略)</p> <p>3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> |   |

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |
|---|--|---|
| 医療保健部<br>つづき  | <p>【議案第 52 号】<br/>公立大学法人三重県立看護<br/>大学が徴収する料金の上限<br/>の変更の認可について</p> | <p>認定看護師教育課程「感染管理」の開設に伴い、公立大学法<br/>人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更について、<br/>地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、議会の議決を経<br/>て認可しようとするものである。</p> |
| <p>&lt;参考&gt;<br/>○地方独立行政法人法<br/>(料金)<br/>第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定<br/>め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。<br/>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> |  |   |

| 区 分   | 件 名                      | 概 要  |
|-------|--------------------------|--|
| 教育委員会 | 【議案第 53 号】<br>特定事業契約について | <p>三重県立鈴鹿青少年センターと三重県営鈴鹿青少年の森の両施設において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業を実施するに当たり、特定事業契約を締結するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業名 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業</li> <li>○ 場所 鈴鹿市住吉町 地内</li> <li>○ 契約金額 4,770,405,068円</li> <li>○ 事業期間 三重県議会の議決日から令和23年3月31日まで</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 契約の相手方 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号<br/>鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社<br/>代表取締役 益田 直樹</li> </ul> |



| 区 分   | 件 名                                      | 概 要  |
|-------|--|--|
| 県土整備部 | 【議案第 54 号】<br>鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について       | <p>鈴鹿青少年の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、鈴鹿青少年の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号</li> <li>名 称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社</li> <li>代表者 代表取締役 益田 直樹</li> </ul> </li> <li>○ 指定の期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年2月1日から令和23年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul>             |
| 教育委員会 | 【議案第 55 号】<br>三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について | <p>三重県立鈴鹿青少年センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立鈴鹿青少年センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号</li> <li>名 称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社</li> <li>代表者 代表取締役 益田 直樹</li> </ul> </li> <li>○ 指定の期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日から令和23年3月31日まで</li> </ul> </li> </ul> |

| 区 分                  | 件 名   | 概 要   |
|----------------------|---|---|
| ◎報告<br>(5件)<br>医療保健部 | <b>【報告第 1 号】</b><br>専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年10月2日津市城山町一丁目地内の駐車場において発生した津保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 90,978円 |
| 農林水産部                | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について)                     | 令和3年7月28日津市広明町地内において発生した水産研究所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 41,000円              |
|                      | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について)                     | 令和3年10月18日鈴鹿市江島町地内において発生した四日市農林事務所(総務企画室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 183,975円 |

| 区 分          | 件 名                                   | 概 要   |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 農林水産部<br>つづき | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年11月12日津市久居明神町地内において発生した<br>中央家畜保健衛生所に係る自動車による公務上の事故に関し<br>て損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 73,700円       |
| 県土整備部        | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年12月15日津市新町地内の駐車場において発生した<br>津建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故<br>に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 143,902円 |
| 警察本部         | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和2年12月4日四日市市滝川町地内の国道1号において<br>発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に<br>関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 4,626,296円  |

| 区 分         | 件 名                                   | 概 要   |
|-------------|---------------------------------------|---|
| 警察本部<br>つづき | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年6月17日四日市市ときわ五丁目地内の駐車場にお<br>いて発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事<br>故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 22,330円     |
|             | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年8月12日四日市市大矢知町地内の県道上海老茂福<br>線において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務<br>上の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 106,229円 |
|             | 専決処分の報告について<br>(自動車事故による損害賠償<br>について) | 令和3年9月6日神奈川県海老名市大谷南五丁目地内の駐<br>車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上<br>の事故に関して損害賠償の額について和解した。<br>損害賠償額 411,724円   |

| 区 分          | 件 名   | 概 要  |
|--------------|---|--|
| <p>県土整備部</p> | <p>【報告第 2 号】<br/>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p>専決処分の報告について<br/>(県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> | <p>令和3年10月19日伊賀市島ヶ原地内の県道上野島ヶ原線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 225,366円</p> <p>令和3年11月4日伊賀市長田地内の一般国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 269,754円</p> <p>令和3年11月18日四日市市川島町地内の一般国道477号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。<br/>損害賠償額 102,564円</p> |

| 区 分   | 件 名  | 概 要   |
|-------|--|---|
| 教育委員会 | <p>【報告第 3 号】<br/>専決処分の報告について<br/>(訴えの提起(和解を含む。)<br/>について)</p>  | <p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p> |
| 医療保健部 | <p>【報告第 4 号】<br/>地方独立行政法人三重県立<br/>総合医療センターの常勤職<br/>員の数について</p> | <p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>                       |

| 区 分          | 件 名                                   | 概 要  |
|--------------|---------------------------------------|--|
| 医療保健部<br>つづき | 【報告第 5 号】<br>議会の議決すべき事件以外<br>の契約等について | <p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 令和3年度軽症者等宿泊療養施設(新型コロナウイルス感染症対策)の賃貸借</p> <p>【履行場所】 津市内宿泊施設(1施設)</p> <p>【契約金額】 171,446,110円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】<br/>宿泊施設営業者</p> <p>【契約締結の年月日】 令和3年11月29日</p> <p>【契約期間】 令和3年12月1日から<br/>令和4年3月31日まで</p> <p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 令和3年度患者等宿泊療養施設(新型コロナウイルス感染症対策)の賃貸借</p> <p>【履行場所】 松阪市内宿泊施設(1施設)</p> <p>【契約金額】 130,811,947円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】<br/>宿泊施設営業者</p> <p>【契約締結の年月日】 令和3年12月15日</p> <p>【契約期間】 令和4年1月4日から<br/>令和4年3月31日まで</p> |

## 令和 4 年定例会 2 月定例会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 4 年 2 月 1 7 日 (木) 全員協議会終了後  
令和 4 年 2 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時から
- 2 場 所 議場
- 3 聴 取 順

| 所 管 名     | 議案 | 報告 | 備考    |
|-----------|----|----|-------|
| 総務部       | ○  |    | 1 7 日 |
| デジタル社会推進局 | ○  |    |       |
| 防災対策部     | ○  |    |       |
| 戦略企画部     | ○  |    |       |
| 警察本部      | ○  | ○  |       |
| 病院事業庁     | ○  |    |       |
| 企業庁       | ○  |    |       |
| 医療保健部     | ○  | ○  |       |
| 子ども・福祉部   | ○  |    |       |
| 環境生活部     | ○  |    |       |
| 地域連携部     | ○  |    |       |
| 農林水産部     | ○  | ○  | 1 8 日 |
| 雇用経済部     | ○  |    |       |
| 県土整備部     | ○  | ○  |       |
| 教育委員会     | ○  | ○  |       |
| 部外        | ○  |    |       |

※部外 人事委員会事務局、監査委員事務局、出納局、  
議会事務局



質問者一覽表(案)

令和4年定例会(2月定例会月会議)

| 月日(曜)    | 質問区分 | 順序・氏名(党派)     |               |                            |                          |              |
|----------|------|---------------|---------------|----------------------------|--------------------------|--------------|
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        | 5            |
| 2月24日(木) | 代表質問 | 議員<br>(新政みえ)  | 議員<br>(自由民主党) | 議員<br>(草莽)                 |                          |              |
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        | 5            |
| 2月28日(月) | 一般質問 | 議員<br>(自由民主党) | 議員<br>(草莽)    | 議員又は<br>(公明党又は<br>草の根運動い)が | 議員<br>(公明党又は<br>草の根運動い)が | 議員<br>(新政みえ) |
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        | 5            |
| 3月2日(水)  | 一般質問 | 議員<br>(自由民主党) | 議員<br>(草莽)    | 議員<br>(新政みえ)               |                          |              |
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        |              |
| 3月4日(金)  | 一般質問 | 議員<br>(新政みえ)  | 議員<br>(自由民主党) | 議員<br>(新政みえ)               |                          |              |
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        |              |
| 3月9日(水)  | 一般質問 | 議員<br>(新政みえ)  | 議員<br>(自由民主党) | 議員<br>(新政みえ)               |                          |              |
|          |      | 1             | 2             | 3                          | 4                        | 5            |

(参考) ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度 ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度  
 ・関連質問  
 新政みえ 9回 自由民主党 9回 草莽 3回  
 公明党 1回 日本共産党 1回 草の根運動い 1回

## 請願の処理経過及び結果の報告

### ○ 平成30年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について
- ・ 母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて
- ・ 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて

### ○ 令和元年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 介護ロボット等導入支援を求めることについて

### ○ 令和2年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 花きの振興に関する県の施策の充実強化を求めることについて
- ・ 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を要望することについて

### ○ 令和3年定例会11月定例会議で採択された請願

- ・ 私学助成について

## 意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月16日（水）午後5時まで

## 2月17日の議事予定

開 議  
諸報告

- ・議案等の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議案第4号から議案第55号まで〔提案説明〕  
休会の件  
散 会

---

全員協議会  
議案聴取会

(2月18日)

議案聴取会  
議会運営委員会  
予算決算常任委員会理事会  
委員長会議  
三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

## 令和4年 定例会日程

| 月  | 日   | 曜 | 日 程  | 備 考              |
|----|-----|---|--|------------------|
| 2月 | 10日 | 木 | 本会議 第1回緊急会議  | 議会運営委員会          |
|    | 11日 | 金 | (建国記念の日)   |                  |
|    | 12日 | 土 |  |                  |
|    | 13日 | 日 |  |                  |
|    | 14日 | 月 | 休 会  | 全員協議会            |
|    | 15日 | 火 | 休 会  |                  |
|    | 16日 | 水 | 休 会  |                  |
|    | 17日 | 木 | 本会議 議案上程 提案説明(2月定例会会議)                               | 全員協議会<br>議案聴取会   |
|    | 18日 | 金 | 休 会  | 議案聴取会<br>議会運営委員会 |
|    | 19日 | 土 |  |                  |
|    | 20日 | 日 |  |                  |
|    | 21日 | 月 | 休 会  |                  |
|    | 22日 | 火 | 休 会  |                  |
|    | 23日 | 水 | (天皇誕生日)  |                  |
|    | 24日 | 木 | 本会議 代表質問 議案質疑  | 議会運営委員会          |
|    | 25日 | 金 | 休 会  |                  |
|    | 26日 | 土 |  |                  |
|    | 27日 | 日 |  |                  |
|    | 28日 | 月 | 本会議 一般質問   |                  |
| 3月 | 1日  | 火 | 休 会  |                  |
|    | 2日  | 水 | 本会議 一般質問   |                  |
|    | 3日  | 木 | 休 会  |                  |
|    | 4日  | 金 | 本会議 一般質問   |                  |
|    | 5日  | 土 |  |                  |
|    | 6日  | 日 |  |                  |
|    | 7日  | 月 | 本会議 追加議案上程   | 議案聴取会<br>議会運営委員会 |
|    | 8日  | 火 | 休 会  |                  |
|    | 9日  | 水 | 本会議 一般質問 議案質疑  |                  |
|    | 10日 | 木 | 委員会 予算決算常任委員会(予算総括質疑)                                |                  |
|    | 11日 | 金 | 委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会] |                  |
|    | 12日 | 土 |  |                  |
|    | 13日 | 日 |  |                  |
|    | 14日 | 月 | 委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]  |                  |
|    | 15日 | 火 | 委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会] |                  |
|    | 16日 | 水 | 委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]  |                  |
|    | 17日 | 木 | 休 会 (常任委員会予備日)                                       |                  |
|    | 18日 | 金 | 休 会 (委員会等予備日)  |                  |
|    | 19日 | 土 |  |                  |
|    | 20日 | 日 |  |                  |
|    | 21日 | 月 | (春分の日)   |                  |
|    | 22日 | 火 | 委員会 予算決算常任委員会(採決)                                    | 全員協議会            |
|    | 23日 | 水 | 休 会  | 代表者会議<br>議会運営委員会 |
|    | 24日 | 木 | 本会議 採決(2月定例会会議)                                      |                  |
|    | 25日 | 金 | 休 会  |                  |
|    | 26日 | 土 |  |                  |
|    | 27日 | 日 |  |                  |
|    | 28日 | 月 | 休 会  |                  |
|    | 29日 | 火 | 休 会  |                  |
|    | 30日 | 水 | 休 会  |                  |
|    | 31日 | 木 | 本会議 議案上程 採決(3月会議)                                    |                  |

※ 請願陳情の受理

・ 2月17日(木) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

① 12月24日 ~ 2月16日

② 3月25日 ~ 6月 2日

## 常任委員会 開催順序 (案)

令和4年4月 常任委員会

「強じんな美し国ビジョンみえ (仮称)」及び「みえ元気プラン (仮称)」【最終案】の施策概要 (関係分) などについて調査

|         |                |          |             |
|---------|----------------|----------|-------------|
| 4/19(火) | 総務地域連携デジタル社会推進 | 環境生活農林水産 | 医療保健子ども福祉病院 |
| 4/20(水) | 戦略企画雇用経済       | 防災県土整備企業 | 教育警察        |